

如遇火 金曜日発行(但休日、当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 土地改良区の定款変更の認可
医療機関の指定
土地の公用廃止

土地の立入測量及び調査

鳥取県優良和種種牛造成奨励規程の一部改正

定期種畜検査

土地区画整理組合の解散

◇教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部改正

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

鳥取県立高等学校の校名、位置及び課程の一部改正

◇正誤 昭和三十五年二月十六日付け鳥取県告示第六十七号中訂正

告示

鳥取県告示第八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、殿河内土地改良区の定款変更について、昭和三十五年四月二十二日認可した。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所在地 管轄保健所名

昭和三十五年四月二十一日 鳥取県生協病院 大字鹿野一〇町 保健村
附属鹿野診療所

〇二

鳥取県告示第百八十七号

次の土地は、昭和三十五年四月六日その公用を廃止した。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一場 所 米子市長砂町七七三番地先
 - 二地 目 水路敷
 - 三 面積又は数量 二坪七合一勺
- 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第百八十八号

次の土地は、昭和三十五年四月六日その公用を廃止した。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一場 所 米子市長砂町四七五番地先
 - 二池 目 水路敷
 - 三 面積又は数量 九坪九合
- 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第百八十九号

土地収容法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により、建設省中国地方建設局長から次の区域の土地立ち入り瀬量及び調査する旨の通知を受けた。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

起業者

事業の種類

立ち入ろうとする土地の区域

立ち入ろうとする期間

建設大臣	天神川改良工事	倉吉市若土、耳 東伯郡関金町大字泰久寺	昭和三十五年四月二十日から 六月二十日まで
		倉吉市大原、下余戸、余戸	昭和三十五年四月二十日から 九月二十日まで
		倉吉市巖城 東伯郡関金町大字松河原	昭和三十五年四月二十日から 八月三十一日まで
		米子市西福原、日ノ出町、錦町一丁目	昭和三十五年五月一日から 九月三十日まで
		東伯郡大栄町大字妻波、大谷 同郡東伯町大字八橋、丸尾、 徳万、逢東、中尾、槻下	昭和三十五年四月二十日から 十二月三十一日まで
		東伯郡羽合町大字宇野、同郡 泊村大字宇谷、原 西伯郡大山町大字保田、同郡 淀江町大字今津、淀江	昭和三十五年四月二十日から 八月三十一日まで

鳥取県告示第百九十号

鳥取県優良和種種牛造成奨励規程（昭和二十八年七月鳥取県告示第三百七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十條を次のように改める。

（提出書類の経由）

第十條 この規程により知事に提出する書類は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式

優良牛(優良候補牛)検査申請書

次の牛を優良牛(優良候補牛)として検査を受けた
いので、鳥取県優良和種種牛造成奨励規程第四条にも
とつき申請いたします。

名号	性	生年月日	産地	血統	摘要
				父 母	登録記号 番号 資格及び 特徴

繁殖成績調査書は別紙のとおり

年 月 日

第一次検査 第二次検査 日

郡市一町村一場 所

家畜の種類 摘要

五月 六月 五月 九月 午前九時 午後一時
 岩美郡 岩美町 浦富家畜市場
 鳥取市 吉方 鳥取

飼養者 住所 氏名

鳥取県知事 氏名 附 則

この規程は、昭和三十五年四月二十六日から施行する。

鳥取県告示第九十一号

昭和三十五年定期種畜検査は、次のように実施される。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年定期種畜検査日程

七日	一〇日	午前九時	古海	古海	和牛新願
八日	一一日	午前九時	気高郡 気高町	浜村	
九日	一二日	午後一時	八頭郡 智頭町	智頭	
一〇日	一三日	午後一時	用瀬町	用瀬	
一一日	一四日	午後九時	若桜町	若桜家畜検査場	
一二日	一四日	午後九時	船岡町	船岡家畜市場	
一三日	一五日	午後二時	東伯郡 関金町	関金	
一四日	一六日	午後九時	東郷町	東郷家畜検査場	
一五日	一七日	午後一時	倉吉市 倉吉家畜市場	倉吉家畜市場	
一六日	一八日	午後一時	赤碕町	浦安	和牛新願
一七日	一九日	午後一時	赤碕	赤碕	
一八日	二〇日	午前九時	鳥取種畜牧場	鳥取種畜牧場	
一九日	二〇日	午後一時	鳥取県種畜場	鳥取県種畜場	
二〇日	二〇日	午前九時	名和町 名和家畜市場	名和家畜市場	
二〇日	二〇日	午前九時	大山町 所子家畜保健衛生所	所子家畜保健衛生所	
二〇日	二〇日	午前九時	淀江町 淀江家畜市場	淀江家畜市場	

倉吉農業高等学校		倉吉農業高等学校		倉吉農業高等学校		倉吉農業高等学校	
定時制	全日制	定時制	定時制	全日制	定時制	定時制	全日制
農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	農業科	工業科
農林課程 農村家庭課程	農林課程 畜産課程 農業土木課程	農林課程 農村家庭課程	農林課程 農村家庭課程	農林課程 畜産課程 農業土木課程	農林課程 畜産課程 農業土木課程	農林課程 畜産課程 農業土木課程	機械課程 電機課程 建築課程 金屬化學課程
〃〃	〃〃 倉吉市大谷一六六番地	〃〃 東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	〃〃	〃〃 倉吉市大谷一六六番地	〃〃	〃〃	〃〃〃 鳥取市立川町五丁目三三〇番地
五〇	三〇〇〇〇〇	二二〇	一〇〇	二二〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	五〇
に、	を	に、	を	に、	を	に、	を

鳥取県立高等学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
別表中

鳥取県告示第九十二号		鳥取県告示第九十二号		鳥取県告示第九十二号		鳥取県告示第九十二号	
岩美町	杵井土池区	岩美町	杵井土池区	岩美町	杵井土池区	岩美町	杵井土池区
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一八日	〃	二一日	午前九時	境港市	竹内	余子家畜検査場	〃
一九日	〃	二二日	〃	西伯郡	西伯町	法勝寺家畜市場	〃
二〇日	〃	二三日	〃	〃	岸本町	岸本	〃
二一日	〃	二四日	〃	米子市	勝田町	米子	〃
〃	〃	〃	午後一時	日野郡	溝口町	溝口	〃
二二日	〃	二五日	午前一〇時	江府町	江尾	江尾	〃
〃	〃	〃	〃	日南町	三栄	三栄	〃
二三日	〃	二六日	九時	日野町	根雨	根雨	〃

鳥取県告示第九十二号
岩美町杵井土池区画整理組合は、土地区画整理法施行法（昭和二十九年法律第二十号）第三条第二項の規定により昭和三十五年四月一日解散した。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

日野実業高等学校			日野産業高等学校			日野産業高等学校			根雨高等学校			根雨高等学校					
伯南分校	溝口分校		全日制			定時制	全日制		定時制	全日制		定時制	全日制				
農業科	農業科	農業科	商業科	農業科		商業科	商業科	農業科	普通科	家庭科	普通科	普通科	普通科	普通科			
農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	商業課程	畜産課程	農林課程	商業課程	商業課程	畜産課程	普通課程	家庭課程	普通課程	普通課程	普通課程	普通課程			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
日野郡日南町矢戸一六四番地の一			日野郡江府町大字江尾五〇五番地			日野郡日野町黒坂一一〇九番地			日野郡日野町黒坂一一〇九番地			日野郡日野町根雨中祖三三八番地			日野郡日野町根雨中祖三三八番地		
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一五〇〇		一一〇	一一〇	一一五〇〇	二〇	五〇	四〇〇	四〇	四五〇				
を			に			を			に			を					

境水産高等学校			境水産高等学校			米子東高等学校			米子東高等学校			養良農業高等学校			養良農業高等学校			三朝分校					
全日制			全日制			定時制 (夜間)			全日制			定時制 (夜間)			全日制			全日制			定時制		
水産科			水産科			商業科			普通科			商業科			普通科			農業科			農業科		
無線通信課程			漁撈課程			商業課程			普通課程			商業課程			普通課程			家庭課程			農林課程		
〃			〃			〃			〃			〃			〃			〃			〃		
境港市山中二〇六四番地			境港市山中二〇六四番地			米子市勝田町三〇七番地			米子市勝田町三〇七番地			米子市勝田町三〇七番地			西伯郡淀江町今津二八六番地			西伯郡淀江町今津二八六番地			東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地		
一二九〇〇	九九〇〇		二〇〇	二〇〇	五〇	一〇五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
に			を			に			を			に			を			に			を		

高宮分校

定時制

農業科

農業課程
農村家庭課程

日野郡日南町大字阿尾縁二二四の一番地

八〇

日野実業高等学校

定時制

農業科

農業課程
農村家庭課程

日野郡江府町字小江尾七六番地

一一〇

溝口分校

定時制

農業科

農業課程
農村家庭課程

日野郡溝口町溝口二九七番地

一一〇

矢戸分校

定時制

農業科

農業課程
農村家庭課程

日野郡日南町矢戸一一六四番地の一

一二〇

阿尾縁分校

定時制

農業科

農業課程
農村家庭課程

日野郡日南町大字阿尾縁二二一四番地の一

八〇

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一 日時 昭和三十五年四月二十八日午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議題 事務局人事について

鳥取県教育委員会告示第十八号

昭和三十四年三月鳥取県教育委員会告示第十三号（鳥取県立高等学校の校名、位置及び課程）の一部を次のように改正し、昭和三十五年四月一日から適用する。

昭和三十五年四月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞彦

別表中

鳥取工業高等学校		全日制		工業科		電機 機械 化学 建築 課程 課程		鳥取市立川町五丁目三三〇番地	
鳥取工業高等学校		全日制		工業科		電機 機械 化学 建築 課程 課程		鳥取市立川町五丁目三三〇番地	
鳥取工業高等学校		全日制		農業科		農業機械課程		鳥取市立川町五丁目三三〇番地	
米子東高等学校		全日制		普通科		普通課程		米子市勝田町三〇七番地	
米子東高等学校		定時制		商業科		商業課程		米子市勝田町三〇七番地	
米子東高等学校		(夜間)		商業科		商業課程		米子市勝田町三〇七番地	

を に を

に改める。

日野実業高等学校	定時制	農業科	農業課程	日野郡江府町字小江尾七六番地
溝口分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡溝口町溝口二九七番地
矢戸分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡日南町矢戸一六四番地の一
阿昆縁分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡日南町大字阿昆縁二二四番地の一

正 誤

昭和三十五年二月十六日付け鳥取県告示第六十七号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤
 2 上 終りから 淵見字大手
 2 正 淵見字大手

米子東高等学校	全日制	普通科	普通課程	米子市勝田町三〇七番地
日野産業高等学校	全日制	商業科	商業課程	〃
		農業科	畜産課程	日野郡日野町黒坂二〇九番地
日野産業高等学校	全日制	商業科	商業課程	〃
		商業科	畜産課程	日野郡日野町黒坂二〇九番地
日野産業高等学校	全日制	商業科	商業課程	〃
		農業科	畜産課程	日野郡江府町大字江尾五〇五番地
高宮分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡日南町大字阿昆縁二二四番地の一
		商業科	商業課程	〃
伯雨分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡日南町矢戸一六四番地の一
		商業科	商業課程	〃
溝口分校	定時制	農業科	農業課程	日野郡溝口町溝口二九七番地
		商業科	商業課程	〃